

電力売買約款(関西エリア業務用低圧)新旧対照表

新	旧	備考欄								
<p>第 7 条 契約種別</p> <p>(2)従量電灯 B</p> <p>二. 契約容量</p> <p>契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。</p> <p>【算定式】</p> $\frac{\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>第 7 条 契約種別</p> <p>(2)従量電灯 B</p> <p>二. 契約容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table border="1" data-bbox="1055 839 1830 1038"> <tbody> <tr> <td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td> <td>95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td> <td>85 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td> <td>75 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td> <td>65 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 契約者が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 8（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント									
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント									
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント									
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント									